

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ

第182回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

開催
場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

決議
事項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役
2名選任の件

電子提供制度のご案内

株主総会資料の電子提供制度に基づき、株主総会資料は本招集ご通知でご案内している当社ウェブサイトに掲載しております。本総会では、株主総会の基準日までに書面交付請求をされた株主様を除き、招集ご通知を簡素化してお届けしております。

総会ご来場の株主様へのお土産の配布は行いません。

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)

2026年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 瀧 原 賢 二

第182回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第182回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第182回定時株主総会招集ご通知」及び「第182回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。こちらからご確認される場合は、以下のウェブサイトへアクセスして、銘柄名（日清製粉グループ本社）又は証券コード（2002）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認下さい。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら**2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで**に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

- 1 日 時** 2026年6月25日(木曜日)午前10時
- 2 場 所** 東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3 目的事項

報告事項

1. 第182期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第182期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)に修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。

議決権行使のご案内

事前に議決権を行使する場合

「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

1 書面(郵送)による 議決権行使の場合



- 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年6月24日(水曜日)午後5時30分まで**に到着するようにご返送下さい。
- 議決権行使書に各議案の賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 インターネット等による 議決権行使の場合



- 後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、**2026年6月24日(水曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

当日ご出席の場合

お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。

株主総会の運営方法等を変更する場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

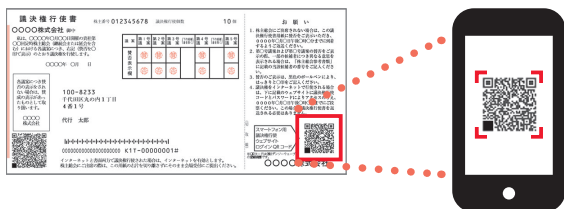
議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時30分まで



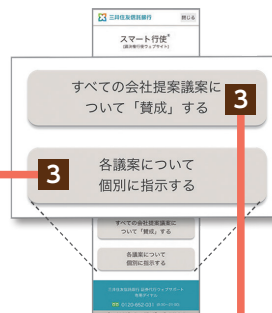
スマートフォンによるご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス



議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

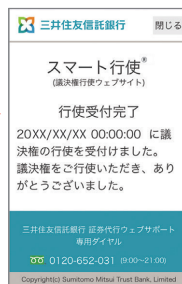


表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

3 各議案について個別に指示する



4 ご行使完了



3 すべての会社提案議案について「賛成」する

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押してご行使完了です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスしてご行使いただくことも可能です)。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



パソコンによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

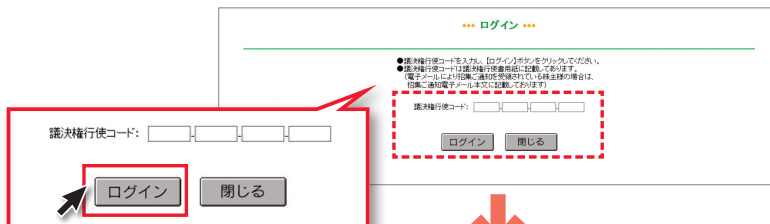
<https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック



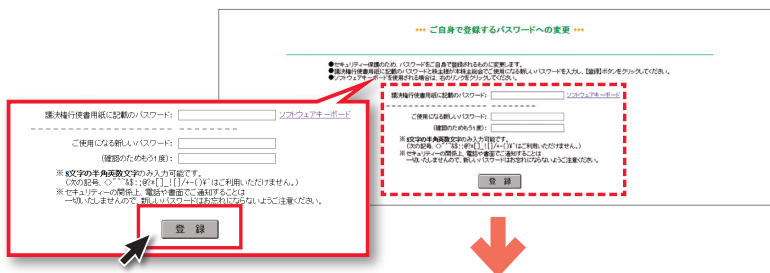
2 ログイン

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 パスワードの入力

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる「新しいパスワード」を設定の上、「登録」をクリック



ここまでで準備は完了です。ここからは画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

- ※ インターネット等により議決権をご行使いただく際の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

操作方法に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間
午前9時~午後9時)

議案及び参考事項

■ 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末剰余金の配当につきましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案し、下記のとおりとさせていただきますと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき60円(前期に比べ5円の増配)となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は8,425,233,150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

■ 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の経営監督機能をより一層強化するべく、本定時株主総会後から、社外取締役を過半数とするガバナンス体制への変更を予定しております。事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ確かな意思決定や実効性ある議論を行うため、取締役の定員の上限を減少させるものであります。

また、最適な経営体制の機動的な構築を可能とすることを目的として、取締役以外からも社長を選定できるようにするとともに、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定を変更し、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本定時株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
第5条 ｝ 第8条 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第5条 ｝ 第8条 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は <u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u> によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第11条 { (条文省略)</p>	<p>第11条 { (現行どおり)</p>
<p>第12条</p>	<p>第12条</p>
<p>(招集権者) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、取締役社長が</u>、これを招集する。 取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(招集権者) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会で予め定めた取締役が</u>、これを招集する。 前項の取締役に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長が</u>、これに当る。 <u>取締役社長に事故があるときは、前条第2項の規定による。</u></p>	<p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会で予め定めた者が</u>、これに当る。 <u>前項の者に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の者がこれに代る。</u></p>
<p>第15条 { (条文省略)</p>	<p>第15条 { (現行どおり)</p>
<p>第17条</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第17条</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(定員) 第18条 当会社の取締役は、14名以内とする。 当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>	<p>(定員) 第18条 当会社の取締役は、<u>11名以内とする。</u> 当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>第19条 { (条文省略)</p>	<p>第19条 { (現行どおり)</p>
<p>第22条</p>	<p>第22条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役社長が、これを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第24条 　　(条文省略)</p> <p>第28条</p> <p>(役付取締役、執行役員、相談役、顧問)</p> <p>第29条 <u>取締役会は、その決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u> <u>取締役会の決議により、執行役員、相談役、顧問を置くことがある。</u></p> <p>第30条 　　(条文省略)</p> <p>第45条</p>	<p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会で予め定めた取締役が、これを招集し、その議長となる。 前項の取締役に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第24条 　　(現行どおり)</p> <p>第28条 　　(削る)</p> <p>第29条 　　(現行どおり)</p> <p>第44条</p>

■ 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名全員が任期満了となります。また、当社は、本定時株主総会後から、社外取締役を過半数とするガバナンス体制への変更を予定しております。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いしたいと存じます。本議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社取締役会の構成は、監査等委員である取締役も含め全11名の取締役のうち6名が社外取締役となり、社外取締役が過半数となります。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段陳述すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	坂本賢二 再任	取締役専務執行役員 人事・労務本部長	10回/10回 (100%)
2	岩橋恭彦 再任	取締役常務執行役員	13回/13回 (100%)
3	伏屋かず彦 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)
4	なが永井もと素お夫 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)
5	えん遠藤のぶひろ博 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)
6	なが永木ゆうへい裕 新任	副社長執行役員	—
7	よこ横山としあき明 新任	常務執行役員	—

(注) 坂本賢二氏の出席状況については、2025年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



1 再任

さかもと けんじ
坂本 賢二

生年月日 1963年11月28日生
候補者の有する当社の株式の数 25,673株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1986年 4月 当社入社
2012年10月 日清製粉株式会社取締役管理部長
2014年 6月 日清フーズ株式会社取締役管理部長
2017年 6月 当社総務本部人事部長
2023年 6月 当社執行役員人事・労務本部長
2025年 6月 当社取締役専務執行役員
人事・労務本部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

坂本賢二氏は、人事・労務等をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。



2 再任

いわはし たかひこ
岩橋 恭彦

生年月日 1964年10月 6日生
候補者の有する当社の株式の数 41,616株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1987年 4月 当社入社
2013年 6月 日清フーズ株式会社取締役開発センター所長
2014年 4月 日清フーズ株式会社取締役加工食品事業部長
2015年 6月 当社執行役員
2018年 6月 日清フーズ株式会社常務取締役
加工食品事業部長
2019年 6月 当社常務執行役員
2020年 6月 日清フーズ株式会社常務取締役
プロダクトマネジメント統括部長
2021年 6月 日清フーズ株式会社専務取締役
プロダクトマネジメント統括部長
2022年 6月 株式会社日清製粉ウェルナ専務取締役
2023年 4月 株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長
(現在に至る)
2023年 6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)
[株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長 (代表取締役)]

取締役候補者とした理由

岩橋恭彦氏は、加工食品事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。

**3**

再任 社外取締役 独立役員

ふし や かず ひこ
伏屋 和彦生年月日 1944年 1 月26日生
候補者の有する当社の株式の数 9,000株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1967年 4 月 大蔵省入省
 1999年 7 月 国税庁長官
 2001年 7 月 国民生活金融公庫副総裁
 2002年 7 月 内閣官房副長官補
 2006年 1 月 会計検査院検査官
 2008年 2 月 会計検査院長
 2009年 1 月 定年退官
 2009年 6 月 当社監査役
 2015年 6 月 当社取締役 (現在に至る)
 [一般社団法人日本内部監査協会会長]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

**4**

再任 社外取締役 独立役員

なが い もと お
永井 素夫生年月日 1954年 3 月 4 日生
候補者の有する当社の株式の数 2,400株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1977年 4 月 株式会社日本興業銀行入行
 2005年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員
 2007年 4 月 同行常務執行役員
 2011年 4 月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員
 2011年 6 月 同行取締役副社長(代表取締役)
 兼副社長執行役員
 2014年 4 月 同行理事
 2014年 6 月 同行理事退任
 2015年 6 月 当社監査役
 2019年 6 月 当社取締役(現在に至る)
 [日産自動車株式会社社外取締役]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。



5

再任 社外取締役 独立役員

えん どう のぶ ひろ
遠藤 信博

生年月日 1953年11月8日生
候補者の有する当社の株式の数 1,400株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1981年4月 日本電気株式会社入社
2006年4月 同社執行役員
兼モバイルネットワーク事業本部長
2009年4月 同社執行役員常務
2009年6月 同社取締役執行役員常務
2010年4月 同社代表取締役執行役員社長
2016年4月 同社代表取締役会長
2019年6月 同社取締役会長
2022年6月 同社特別顧問(現在に至る)
当社取締役(現在に至る)

[日本電気株式会社特別顧問]

[株式会社日本取引所グループ社外取締役](2026年6月
退任予定)

[東京海上ホールディングス株式会社社外取締役]

[キッコーマン株式会社社外取締役]

[一般社団法人日本経済団体連合会副会長](2026年6月
退任予定)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤信博氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていた
だいており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役割を果たして
いただきたいと考え、社外取締役候補者いたしました。



6

新任

なが き ゆう
永木 裕

生年月日 1970年2月20日生
候補者の有する当社の株式の数 14,905株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1993年4月 当社入社
2014年6月 当社企画本部IR室長
2018年6月 当社総務本部IR・SR室長
2020年6月 当社企画本部次長
2021年6月 当社執行役員企画本部長
2023年4月 日清製粉株式会社常務取締役海外事業本部長
2026年4月 当社副社長執行役員(現在に至る)

取締役候補者とした理由

永木裕氏は、IRや経営企画・海外事業等に関する幅広い経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値
の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。



7 新任
よこやま としあき
横山 敏明

生年月日 1968年 4 月23日生
候補者の有する当社の株式の数 10,992株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1993年 4 月 当社入社
2021年 6 月 日清製粉株式会社取締役業務本部長
2022年 6 月 当社執行役員
2024年 6 月 日清製粉株式会社常務取締役業務本部長
2026年 4 月 当社常務執行役員(現在に至る)
日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る)
[日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]

取締役候補者とした理由

横山敏明氏は、製粉事業に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 当社は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、3氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約11年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約17年であります。
- (3) 永井素夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約7年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約11年であります。
- (4) 遠藤信博氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。
- (5) 遠藤信博氏は、2026年6月開催の関西電力株式会社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定であります。
- (6) 永井素夫氏が社外取締役に務める日産自動車株式会社は、下請事業者との取引に関して、下請代金支払遅延等防止法に違反する行為(下請代金の減額)が認められたとして、2024年3月7日に、公正取引委員会より同法に基づく勧告を受けております。永井素夫氏は、本件事実について事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、本件事実認識後は、徹底的な調査及び再発防止を指示するなど、その職責を適切に果たしております。
- (7) 遠藤信博氏が社外取締役に務める東京海上ホールディングス株式会社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます。)は、他社との保険料調整行為等に関して、2023年12月26日に金融庁より業務改善命令を、2024年11月1日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。また、東京海上日動は、個人情報及び法人情報の漏えい等に関して、2025年3月24日に、金融庁より業務改善命令を受けております。遠藤信博氏は、本件各事実について事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてグループガバナンスの強化や法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、本件各事実認識後は、グループの経営管理の観点から、徹底的な調査、真因の分析及び再発防止策の必要性や重要性を強調する発言等を行うなど、その職責を適切に果たしております。

■ 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役 安藤隆春氏は任期満了となり、また、監査等委員である取締役 金子寛人氏は辞任されます。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	<small>あん どう たか はる</small> 安 藤 隆 春 <small>再任</small> <small>社外取締役</small> <small>独立役員</small>	取締役（監査等委員）	13回／13回（100%）
2	<small>く さ か べ え み</small> 日 下 部 恵 美 <small>新任</small> <small>社外取締役</small> <small>独立役員</small>	—	—



1 再任 社外取締役 独立役員

あん どう たか はる
安藤 隆春

生年月日 1949年 8月31日生
候補者の有する当社の株式の数 0株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1972年 4月 警察庁入庁
1994年 9月 群馬県警察本部長
1999年 8月 警視庁公安部長
2004年 8月 警察庁長官官房長
2007年 8月 警察庁次長
2009年 6月 警察庁長官
2011年10月 退官
2022年 6月 当社取締役(監査等委員)(現在に至る)
[株式会社アミューズ社外取締役](2026年6月退任予定)
[株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役]
[東武鉄道株式会社社外取締役](2026年6月退任予定)
[楽天グループ株式会社社外取締役]

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安藤隆春氏は、警察庁等において要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただいております。引き続き期待される上記の役割を客観的な立場から果たしていただきたいと考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



2 新任 社外取締役 独立役員

く さ か べ え み
白下 部 恵美

生年月日 1963年11月19日生
候補者の有する当社の株式の数 0株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1995年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1999年 4月 公認会計士登録
2015年 7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー(現在に至る)
2022年 7月 日本公認会計士協会常務理事
2025年 6月 日本公認会計士協会東京会副会長(現在に至る)
2025年 7月 日本公認会計士協会理事(現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

白下部恵美氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識を有する方であり、その知識と経験に基づき当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断し、当社のガバナンス及びリスクマネジメントの強化のため、期待される上記の役割を客観的な立場から果たしていただきたいと考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、安藤隆春氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、日下部恵美氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
5. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項
- (1) 安藤隆春、日下部恵美の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 安藤隆春氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。
- (3) 日下部恵美氏は、2026年6月24日をもってEY新日本有限責任監査法人パートナーを退任する予定であります。
- (4) 日下部恵美氏は、2026年6月25日付で公認会計士日下部恵美事務所所長に就任する予定であります。

以 上

ご参考：本定時株主総会後の取締役(予定)の専門性等(スキルマトリックス)

氏名	性別	企業経営 経営戦略	グローバル	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・労務 人材開発	環境・社会	営業・ マーケティング (EC等含む)	調達・生産	技術・デジタル ・研究開発
永木 裕	男性	●	●		●			●	●	●
坂本 賢二	男性	●		●	●	●	●			●
岩橋 恭彦	男性	●				●		●	●	●
横山 敏明	男性	●	●					●	●	
伏屋 和彦	男性	●	●	●	●	●	●			
永井 素夫	男性	●	●	●				●		
遠藤 信博	男性	●	●			●		●	●	●
大内 章	男性			●	●					
富田美米子	女性				●	●				
安藤 隆春	男性	●	●		●	●	●			
日下部恵美	女性		●	●		●				

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、国内景気はインバウンド需要が堅調であった一方で、長引く物価高騰により個人消費の節約志向が継続しております。また、足元では中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰を背景に、原材料価格やエネルギー価格、その他資材等のコスト上昇が懸念され、当社グループを取り巻く環境の先行きは極めて不透明で予測困難な状況となっております。

このような中、当社グループは、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給を確保し、各事業において安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、2026年度を最終年度とする「日清製粉グループ 中期経営計画2026」で策定した施策に取り組んでおります。

製粉事業につきましては、日清製粉株式会社において、最新の自動化・デジタル技術を駆使した「スマート工場」である水島工場が昨年5月に稼働しました。これに伴い岡山工場、坂出工場をそれぞれ昨年7月、9月に閉鎖しました。また、米国のMiller Milling Company, LLCにおいては、更なる生産体制強化への対応を進めており、昨年3月にサギノー工場の新生産ラインが稼働するとともに、7月にウィンチェスター工場も増強工事が完了しております。

食品事業につきましては、株式会社日清製粉ウェルナにおいて、ロサンゼルス・ドジャース所属の大谷翔平選手を起用した積極的な販売促進活動を行っております。また、同社は、昨年で70周年、30周年をそれぞれ迎えた「マ・マー」、「青の洞窟」のリブランディングを契機として製品の見直しや新製品の投入を行い、更なる製品需要の喚起に取り組んでおります。なお、日清ファルマ株式会社は、

医薬品原薬の製造・販売を行うファインケミカル事業を本年3月31日に終了し、サプリメント製品の製造・販売等を行う健康食品事業を酵母・バイオ事業のオリエンタル酵母工業株式会社へ本年4月1日に移管しました。

中食・惣菜事業につきましては、事業環境の変化に迅速に対応し成長スピードを加速すべく、事業と組織の一体化を目的として、本年6月よりトオカツフーズ株式会社を事業持株会社とする事業体制に変更することを決定しました。また、株式会社ノムラフーズにおいて、最新の自動化・省人化技術を導入し、環境へも配慮した「次世代型冷凍食品工場」である新工場を京都府宇治市に建設しており、2027年6月頃の稼働を予定しております。

当期の業績につきましては、売上高は、海外製粉事業における小麦相場の下落や為替換算の影響等があったものの、エンジニアリング事業における大型工事の増加、加工食品事業及び酵母・バイオ事業の出荷増等、中食・惣菜事業の販売堅調等により、8,650億4百万円(前期比101.6%)となりました。利益面では、国内製粉事業における水島工場稼働に伴う立上げ費用の発生、海外製粉事業及びメッシュクロス事業における出荷減等があったものの、加工食品事業及び酵母・バイオ事業の出荷増及び価格改定の実施、エンジニアリング事業の受注増等により、営業利益は466億85百万円(前期比100.7%)、経常利益は513億97百万円(前期比104.4%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の縮減を進めたものの、インドイースト事業での固定資産の減損損失計上により、325億89百万円(前期比94.0%)となりました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向を「日清製粉グループ 中期経営計画2026」最終年度である2027年3月期までに「50%目安(非経常的な特殊要因による損益を除外)」とする基本方針のもと、前期より5円増額の1株当たり年間60円を予定しております。

なお、株主還元の更なる充実と資本効率の向上、経営環境を踏まえた資本政策の遂行のため、昨年10月30日開催の取締役会において株式の取得総数1,500万株、株式の取得価額の総額200億円を上限とする自己株式の取得を決議し、当期におきましては、8,997,500株を176億65百万円で取得しました。また、将来の株式の希薄化懸念を払拭するため、取得した自己株式のうち、8,546,000株を消却しております。引き続き、積極的な株主還元施策を含む資本政策の推進を通じて、ROE(自己資本利益率)向上・企業価値極大化に向けた取組みを加速させてまいります。

② 当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤強化のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。

当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

※全社共通費用である当社(株式会社日清製粉グループ本社)の費用については、事業規模に応じて各事業に配賦していましたが、近年における事業ポートフォリオ進化の積極的な推進により、新規M&Aやその後のPMI推進及び現地法制への適合をはじめとした成長投資への対応が増加している実態を踏まえ、当期より配賦基準を変更しております。

なお、各事業の業績の説明における営業利益の前期比は、当該変更影響補正後の前期営業利益と比較した数値を記載しております。

製粉事業

売上高構成比 49.5%

国内製粉事業につきましては、インバウンド需要が堅調であったことに加え、拡販への取組みにより、出荷は前年を上回りました。

また、輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で昨年4月に4.6%、10月に4.0%各々引き下げられたことを受け、それぞれ昨年7月及び本年1月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

海外製粉事業につきましては、小麦相場下落や為替換算の影響等により、売上高は前年を下回りました。

この結果、製粉事業の売上高は、4,285億33百万円(前期比96.6%)となりました。営業利益は、国内製粉事業における水島工場稼働に伴う立上げ費用の発生に加え、海外製粉事業での出荷減の影響等もあり、277億24百万円(前期比94.3% ※)となりました。

■ 売上高

4,285億33百万円

食 品 事 業

売上高構成比 25.0%

加工食品事業につきましては、国内において市場環境は厳しいものの積極的な拡販施策を実施したことにより、出荷は前年を上回りました。海外においても業務用プレミックスの出荷が堅調に推移したことにより、売上高は前年を上回りました。なお、生パスタの新市場創造を目指し、もちもち食感を徹底的に追求した「マ・マー もちもち生パスタ」シリーズや、より本格的な生パスタが楽しめる「青の洞窟 生パスタ」を発売しました。

酵母・バイオ事業につきましては、国内においてパン酵母(イースト)や培養用基材等の出荷が堅調に推移したことに加え、インドにおいて出荷増となったことにより、売上高は前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、消費者向け製品の出荷減により、売上高は前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,166億20百万円(前期比105.0%)となりました。営業利益は、加工食品事業及び酵母・バイオ事業における出荷増及び価格改定の実施等により、82億24百万円(前期比149.6% ※)となりました。

■ 売上高

2,166億20百万円

中 食 ・ 惣 菜 事 業

売上高構成比 19.0%

中食・惣菜事業につきましては、販売が堅調に推移したことにより、売上高は1,645億52百万円(前期比105.4%)となりました。営業利益は、各種のコスト上昇があったものの、販売増及び生産性の向上により、56億80百万円(前期比102.1% ※)となりました。

■ 売上高

1,645億52百万円

その他事業

売上高構成比 6.5%

エンジニアリング事業につきましては、プラントエンジニアリングにおける大型工事の増加により、売上高は前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル向けスクリーン印刷用資材の出荷減により、売上高は前年を下回りました。

この結果、その他事業の売上高は552億98百万円(前期比121.4%)となり、営業利益は、メッシュクロス事業の出荷減により、54億80百万円(前期比89.1% ※)となりました。

■ 売上高

552億98百万円

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是に、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」を企業理念として、1900年の創業以来、事業を通じて社会貢献を果たし、食の中心企業として成長を継続してまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭においた製品やサービスの開発と提供に努め、「信頼」を築き上げるという決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念のもと、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス(G)を強化し、環境(E)・社会(S)への取組みを事業戦略と深く関連させたサステナビリティ経営を推進していくことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。

② 中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、「事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進」、「ステークホルダーとの関係性に対する考え方を明確にした経営推進」、「ESGを経営方針に取り込み、社会の動きに合わせて実行」の3点を基本方針とする5年間(2022年度から2026年度)の中期経営計画「日清製粉グループ 中期経営計画2026」で策定した施策に取り組んでおります。同計画では、2026年度の数値目標として、売上高9,500億円、営業利益570億円、EPS(1株当たり当期純利益)140円を掲げておりましたが、当社グループを取り巻く環境の変化及び中東情勢の状況等に鑑み、業績予想におきましては、売上高は8,700億円、営業利益は460億円、EPSは政策保有株式の縮減等により147円としております。今後もEPS成長を継続することで、株主の皆様に対して、適切なTSR(株主総利回り)の実現を目指してまいります。

なお、「日清製粉グループ 中期経営計画2026」の基準年度(2021年度)からの主要な経営指標の推移は次のとおりです(表示単位未満を四捨五入して表示しております)。

年度	2021 (基準年度)	2022	2023	2024	2025	2026 (業績予想)	2026目標 ※1
売上高 (億円)	6,797	7,987	8,582	8,515	8,650	8,700	9,500
営業利益 (億円)	294	328	478	464	467	460	570
E P S	59円	△35円 ※2	107円	117円	113円	147円	140円

※1. 中期経営計画「日清製粉グループ 中期経営計画2026」の最終年度の数値目標

2. 豪州製粉事業における固定資産の減損損失計上に伴い、親会社株主に帰属する当期純損失となったことによるもの

■「日清製粉グループ 中期経営計画2026」の概要 (2022年度~2026年度)

<基本方針>

1. 事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進

120年以上の歴史の中で築いてきた高い技術力と生産性、お客様からの信頼に裏付けされた強固な販売基盤等、当社グループの強みを活かせる事業領域において、今後も事業ポートフォリオの再構築を行い、4つの戦略(事業競争力強化戦略、研究開発戦略、新規事業開発・M&A戦略、デジタル戦略)を柱にグループ全体及び各事業の競争力を強化します。

2. ステークホルダーとの関係に対する考え方を明確にした経営推進

当社グループの第一の存在意義は、主要食糧である小麦粉や小麦粉関連製品を含めた「食」の安定供給にあることを認識し、すべてのステークホルダーを大切に、世の中から信頼される企業を目指します。

3. ESGを経営方針に取り込み、社会の動きに合わせて実行

持株会社である当社をはじめ各事業の経営トップの責務として、企業価値の極大化を追求し、社会の動きに合わせてESG課題に主体的に取り組んでまいります。とりわけ世界の持続可能性にかかわるE(環境)への対応を経営の最重要事項に位置付けます。

<環境政策>

当社グループでは、2050年にグループの自社拠点におけるCO₂排出量実質ゼロを目指す長期目標を設定し、その通過点として2030年度までにグループの自社拠点におけるCO₂排出量50%削減(2013年度比)を掲

げております。目標達成に向けて、ロードマップに基づいて最大限の省エネ設備及び再生可能エネルギー設備の導入を行うとともに、オフサイト(当社グループ以外)の設備への投資や出資等によるエネルギー調達も検討してまいります。また、食品廃棄物、容器包装廃棄物、水使用量の削減への対応についても循環型社会形成に資する中長期目標を設定しており、目標達成に向け計画的に取組みを推進してまいります。

<資本政策>

小麦粉をはじめとした主要食糧等の安定供給という社会的責任を十分に勘案し、資本効率の向上と財務の安定性のバランスを取りながら資本構成を適切にコントロールしてまいります。中期経営計画期間5年間で得られる営業キャッシュ・フロー及び政策保有株式売却等で得られるキャッシュについては、将来に向けた成長投資及びサステナブル投資、維持更新等の通常投資、株主還元等に適切に配分してまいります。

③経営環境及び対処すべき課題

国内外の食品業界では、事業活動を取り巻くコスト負担の増加が引き続き見込まれており、今後もインフレ環境が継続するものと想定されます。企業活動のデジタル化やサプライチェーンの高度化を背景に、サイバー攻撃等に起因するシステム障害が、製品の供給や、ひいては事業の継続に影響を及ぼすリスクも高まっております。さらに、国際情勢を背景として世界経済の先行きは依然として不安定な状況にあり、当社グループを取り巻く事業環境についても、今後の見通しは極めて予測困難な状況にあります。また、中長期的には、世界の持続可能性にかかわる地球温暖化や、人権問題等の社会課題への意識の高ま

り、デジタル技術やフードテック等の技術革新の急速な進展等、事業環境が大きく変化していくことも想定されます。

そのような中、当社グループでは、事業を通じて社会貢献を果たし、食の中心企業として成長を継続するために、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給という社会的使命を果たしていくとともに、2026年度は、複合的なインフレ対抗策の実行、事業ポートフォリオの再評価と成長戦略の実行、危機対応力に優れたガバナンス体制の構築を最優先課題として取り組んでまいります。

<2026年度の最優先課題>

1. 複合的なインフレ対抗策の実行

日本経済におけるインフレや金利上昇といった構造変化は、事業戦略の基本を大きく変化させることが想定され、特に、原材料価格や人件費、物流費等のコスト上昇への対応は事業運営上の重要な課題となります。これらを踏まえ、販売増、コストダウン、ブランド強化・付加価値化、適正な価格改定といった収益拡大の複合的な対抗策を立案し、実行してまいります。その具体的な取組みとして、国内製粉事業では、高食物繊維小麦粉「アミュリア」や国内産小麦使用粉等の高付加価値製品の拡販を進め、加工食品事業では、「マ・マー」、「青の洞窟」をはじめとする製品ブランド力の向上を図ってまいります。また、働き方改革による生産性向上とデジタル化による効率化を図り、中食・惣菜事業、製粉事業、加工食品事業等の自動化・省人化を推進してまいります。

2. 事業ポートフォリオの再評価と成長戦略の実行

事業の更なる成長や業績向上のためには、競争上の優位性を適切に評価した上で、事業戦略を継続的に見直していく必要があると認識しております。あわ

せて、当該評価を踏まえた中長期視点の適切な成長投資を進めるとともに、必要に応じて経営資源の再配分を実行してまいります。当社が成長事業と位置付ける海外事業では、北米製粉事業の持続的成長戦略ならびに豪州製粉事業の構造改革による事業再生を推進し、また、インドイースト事業は業績の改善に向けて更なる販売拡大、製品価格改定、製造コスト低減等の各施策を進めてまいります。

3. 危機対応力に優れたガバナンス体制の構築

事業ポートフォリオの強化に伴い、事業領域や地域の拡大が進むとともに、経理・財務、コンプライアンス、サイバーセキュリティ、品質保証、労務管理等、国内外を問わずリスク対応に求められる能力は年々高度化しております。こうした環境変化を踏まえ、経営資源の適切な再配分を進めるとともに、経営管理体制の複雑性を見直して効率性を高めることにより、ガバナンス体制の最適化に取り組んでまいります。

④ サステナビリティに関する考え方及び取組み

当社グループは、従前より、持続可能な社会の実現に貢献し、社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」ならびに「日清製粉グループサステナビリティの考え方」を実践してまいりました。また、事業を通じて社会的価値の創出に取り組むことで、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」という企業理念の実現を目指しております。

今後も当社グループが持続的に発展し続けていくためには、環境・社会への貢献を前提としたサステナビリティ経営を推進する必要があり、リスクと機会の観点から、最も優先的に取り組む必要がある社会課題を5つの「サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)」として特定し、経営

の最重要課題の一つと位置付けて、グループ全社でサステナビリティへの取組みを進めております。

さらに、重要性が増しているビジネスと人権の取組みについては、「日清製粉グループ 人権方針」に基づき人権デュー・ディリジェンスを進め、各事業における課題を特定し、必要な対応策の検討及びその実践に取り組んでおります。

また、当社グループでは、社長を委員長、グループ会社の社長等を委員としたサステナビリティ委員会において、「サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)」の進捗確認やサステナビリティに関する新たな課題等についてその取組み方針や戦略を協議、確認するとともに、下部組織である環境委員会、人権推進委員会、働き方改革委員会の活動を監督・促進し、グループのサステナビリティへの取組み強化を図っております。

引き続き、事業を通じて社会に貢献するとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)

1. 安全で健康的な食の提供と責任ある消費者コミュニケーション

安全・安心な製品をお届けするために、消費者視点からの品質保証を第一とした品質保証体制を構築しており、国際的なマネジメントシステムの認証を取得・維持することで製品安全体制の継続的な改善、強化に取り組んでおります。また、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を収集し、対応の充実を図るとともに、研究開発から生産、販売等の関係部署で情報共有し、お客様の立場に立った製品づくりに繋げております。これまで培った小麦や小麦加工技術の知見を活かして、高食物繊維小麦粉「アムリリア」や小麦関連の健康素材(全粒粉・小麦ブラン等)

を活かした製品の開発、認知拡大及び市場開拓に継続的に取り組んでおり、健康への貢献とおいしさを両立した幅広い製品・サービスを展開することで安全で健康的な食の提供を目指しております。さらに、日清製粉株式会社は、新たなコンセプト「その想いに、小麦粉でこたえたい。」及び「食文化創発カンパニー」を発表しました。新コンセプトを日本のみならず海外拠点を含めた共通認識とし、世界中のお客様の期待や多様な食文化に寄り添い、これまで以上に創意工夫を凝らし、お客様とともに新たな食文化創発を進化させてまいります。

2. 安定的かつ持続可能な原材料の調達推進

各事業のサプライチェーンにおいて、環境や人権に配慮した安全な原材料の安定的かつ持続可能な調達に努めております。その一環として、グループ全体における持続可能なパーム油の調達を推進するため、当社は、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)に加盟することいたしました。

また、持続可能な原材料の調達のため、当社グループの「責任ある調達方針」及び「サプライヤー・ガイドライン」に基づいて、取引先にも協力をいただき、公正で倫理的な取引を基本とした責任ある調達を推進するとともに、国内外の原料原産地の状況把握に努め、小麦をはじめとした原材料の安定的な調達を通じて、「食」の安定確保に努めております。

3. 食品廃棄物、容器包装廃棄物への対応

当社グループでは循環型社会形成のために資源の有効利用に取り組んでおり、サプライチェーン全体の食品廃棄物の削減、製品の包装資材の使用量削減等に取り組んでおります。

食品廃棄物については、当社の国内グループ会社において、2030年度までに原料調達からお客様納

品までの食品廃棄物を2016年度比で50%以上削減すること(トオカツフーズ株式会社、株式会社ジョイアス・フーズ及びイニシオフーズ株式会社は2019年度比)を目標とし、生産効率改善等による生産段階での発生抑制、飼料化・肥料化等による再生利用、アップサイクルによる食品ロス削減等に取り組んでおります。

容器包装廃棄物については、当社の国内グループ会社において、容器包装における化石燃料由来のプラスチック使用量を2019年度比で25%以上削減することを目標とし、容器包装プラスチックの薄肉化・紙化、バイオマス素材・インキの活用等、環境に配慮した製品づくりを進めております。

4. 気候変動及び水問題への対応

気候変動影響への対応については、グループの自社拠点における2050年CO₂排出量実質ゼロと2030年度までに2013年度比でCO₂排出量50%削減の達成に向けて、省エネ活動や生産効率の改善、再生可能エネルギーの利用拡大等の施策を積極的に進めております。当期に稼働を開始した日清製粉株式会社水島工場では、太陽光発電設備や省エネ設備の導入、非化石証書の活用により、使用電力の100%を実質再生可能エネルギー化するとともに、安全・安心への取組みの徹底やBCP(事業継続計画)対応として地震、液状化、高潮等への対策を実施し、サステナブルな工場を実現しております。

また、長期的な視点で大規模な設備投資を確実に実施していくために、CO₂削減ロードマップを作成し、グループ全体で投資時期や規模の検討、効果の確認を行い、事業戦略の中で取組みを進めております。加えて、インターナルカーボンプライシング(ICP)を導入し、投資の意思決定に反映することで、省エネ

設備導入等への投資の更なる推進を図っております。さらに、家庭での調理段階のエネルギー消費を低減する製品の開発等、サプライチェーンにおけるCO₂排出量の削減にも取り組んでおります。

これらの気候変動影響への対応を推進するためのインセンティブとして、CO₂削減ロードマップの目標達成状況に応じた評価を社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)の賞与に反映しております。

水問題への対応については、サプライチェーン各段階の取引先とともに限りある資源である水の有効利用を目指しており、2040年度までにグループの工場の水使用量原単位を2021年度比で30%削減することを目標とし、グループ各工場にて水の使用量削減や再利用の取組みを進めております。

【気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報開示】

当社グループは、2021年にTCFD提言への賛同を表明するとともにTCFDコンソーシアムへ参加し、気候変動が当社グループに与える影響についてTCFDフレームワークに沿ったシナリオ分析を実施しております。当期は、当該シナリオ分析及び2023年度に実施した国内主要事業における財務インパクト評価の結果をもとに、気候変動対応や持続可能な原材料調達取組みを推進しております。

5. 健全で働きがいのある労働環境の確保

経営戦略の実行力向上に向けて新たな挑戦・変革を主導する人材を育成するべく、次代の舵取りを担う経営人材を育成する「事業経営者育成プログラム」、成長ドライバーの一つに掲げる海外事業の収益拡大に貢献できる人材を育成する「グローバル人材育成研修」等の各種人材育成施策を実施しております。

また、毎年の災害分析から問題を抽出し対策を実行することで従業員の労働災害の未然防止の強化を図るとともに、社長をトップとした体制で健康経営を推進し、健康で生き活きと安心して働ける職場づくりに努めております。

さらに、変化していく時代において多様性を尊重した経営を実践するべく、女性活躍をはじめとするダイバーシティ&インクルージョンの推進、及び柔軟な働き方を可能とする制度改正等に加え、各種講演会や研修等の様々な取組みを通じ、すべての人がお互いを尊重しあう企業風土の構築を進めております。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第179期 2022年度	第180期 2023年度	第181期 2024年度	第182期 2025年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	798,681	858,248	851,486	865,004
経 常 利 益 (百万円)	33,051	49,992	49,210	51,397
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△10,381	31,743	34,684	32,589
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失(△)	△34円91銭	106円74銭	117円33銭	113円33銭
総 資 産 (百万円)	713,874	826,702	789,713	849,705
純 資 産 (百万円)	438,499	516,381	502,570	538,439

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は411億74百万円で、前期に比べ2億93百万円減少しております。

設備投資の主要なものは、日清製粉株式会社水島工場建設工事、株式会社ノムラフーズ新工場建設工事及び開発新拠点(用賀オフィス(仮称))の建設工事であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
日 清 製 粉 株 式 会 社	14,917	100.0	小麦粉の製造及び販売
熊 本 製 粉 株 式 会 社	493	85.0	小麦粉、そば粉、米粉等の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Allied Pinnacle Pty Ltd.	9,689	100.0	小麦粉、プレミックス、ペーカリー関連原材料等の製造及び販売
株 式 会 社 日 清 製 粉 ウェルナ	5,006	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	69.8	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製パン用をはじめとした食品素材、生化学製品等の製造、販売及び創薬研究支援事業
株式会社日清製粉デリカフロンティア	100	100.0	中食・惣菜事業に係る子会社の事業活動の支援及び管理
トオカツフーズ株式会社	100	100.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売
株式会社ジョイアス・フーズ	50	85.1	調理麺等の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパートの直営店舗の経営
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日 清 丸 紅 飼 料 株 式 会 社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売

(注)熊本製粉株式会社、Miller Milling Company, LLC、Allied Pinnacle Pty Ltd.、日清製粉プレミックス株式会社、トオカツフーズ株式会社、株式会社ジョイアス・フーズ及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、マ・マーマカロニ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

② 重要な企業結合等の状況

オリエンタル酵母工業株式会社は、当社グループの健康食品事業の更なる発展を図ることを目的として、本年4月に日清ファルマ株式会社の健康食品事業を吸収分割により承継いたしました。

トオカツフーズ株式会社は、当社グループの中食・惣菜事業の成長スピードを加速すべく、事業と組織の一体化を目的として、本年6月に株式会社日清製粉デリカフロンティアを吸収合併する予定です。

(7)当社グループの主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま及び小麦粉関連製品
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、製パン用等の食品素材、生化学製品、創薬研究支援事業、健康食品
中食・惣菜事業	弁当・惣菜・調理麺等調理済食品
その他事業	設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8)当社グループの主要な事業所

(2026年3月31日現在)

- ①当社** 本社(東京都千代田区)
研究所(ふじみ野市)
生産技術研究所
基礎研究所
QEセンター

②製粉事業

日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)
つくば穀物科学研究所(つくば市)
札幌営業部(札幌市)
仙台営業部(仙台市)
関東営業部(東京都中央区)
東京営業部(東京都中央区)
名古屋営業部(名古屋市)
大阪営業部(大阪市)
中四国営業部(岡山市)
福岡営業部(福岡市)
函館工場(函館市)
千葉工場(千葉市)
鶴見工場(川崎市)
名古屋工場(名古屋市)
知多工場(知多市)
東灘工場(神戸市)
水島工場(倉敷市)
福岡工場(福岡市)

熊本製粉株式会社 本社(熊本市)
福岡工場(福岡市)
熊本工場(熊本市)
合志米粉工場(合志市)

Miller Milling Company, LLC 本社(米国ミネソタ州)
Winchester工場(米国ヴァージニア州)
Fresno工場(米国カリフォルニア州)
Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)
Oakland工場(米国カリフォルニア州)
Saginaw工場(米国テキサス州)

Allied Pinnacle Pty Ltd. 本社(豪州ニューサウスウェールズ州)
Kingsgrove工場(豪州ニューサウスウェールズ州)
Picton工場(豪州ニューサウスウェールズ州)
Tennyson工場(豪州クイーンズランド州)
Altona工場(豪州ヴィクトリア州)
Kensington工場(豪州ヴィクトリア州)
Tullamarine工場(豪州ヴィクトリア州)
North Fremantle工場(豪州西オーストラリア州)

③食品事業

株式会社日清製粉ウェルナ 本社(東京都千代田区)
北海道営業部(札幌市)
東北営業部(仙台市)
首都圏営業部(東京都中央区)
広域営業部(東京都中央区)
中部営業部(名古屋市)
関西営業部(大阪市)
中四国営業部(広島市)
九州営業部(福岡市)
館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)
名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)
宇都宮工場(宇都宮市)
神戸工場(神戸市)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)
東京工場(東京都板橋区)
大阪工場(吹田市)
びわ工場(長浜市)

④中食・惣菜事業

株式会社日清製粉デリカフロンティア 本社(東京都千代田区)

トオカツフーズ株式会社 本社(横浜市)
足利工場(足利市)
川口工場(川口市)
狭山工場(狭山市)
千葉柏工場(柏市)
八千代工場(八千代市)
横浜鶴見工場(横浜市)
都筑工場(横浜市)
山北工場(神奈川県足柄上郡)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)
児玉工場(埼玉県児玉郡)
京都工場(京都府久世郡)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
熊谷工場(熊谷市)
白岡工場(白岡市)
名古屋工場(一宮市)
東大阪工場(東大阪市)
九州工場(佐賀県三養基郡)

⑤その他事業

日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)
株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)
山梨都留工場(都留市)
静岡菊川工場(菊川市)

(9)当社グループの従業員の状況

(2026年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	3,042名	△ 2名
食品事業	3,628名	△180名
中食・惣菜事業	1,580名	+ 33名
その他事業	968名	+ 37名
全社(共通)	406名	+ 5名
合計	9,624名	△107名

(10)当社グループの主要な借入先及び借入額

(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	10,000百万円

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 282,111,891株 (自己株式1,271,133株を含む)
- ③ 株主数 58,585名 (前期末比1,639名減)
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,131	15.0
日本生命保険相互会社	19,387	6.9
山崎製パン株式会社	16,988	6.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	16,089	5.7
株式会社みずほ銀行	8,947	3.1
農林中央金庫	6,932	2.4
丸紅株式会社	6,284	2.2
全国共済農業協同組合連合会	6,045	2.1
日清製粉グループ社員持株会	4,141	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,924	1.3

(注) 持株比率は、自己株式(1,271,133株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	普通株式13,700株	7名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	普通株式 1,200株	3名

なお、取締役(監査等委員)に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

1. 当事業年度中に会社法第459条第1項及び定款第41条の規定に基づき取得した自己株式
 当社普通株式 8,997,500株
 取得価額の総額 17,665百万円
2. 当事業年度中に会社法第178条の規定に基づき消却した自己株式
 当社普通株式 8,546,000株
 消却日 2026年3月31日

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

当社における地位	氏 名	当社における担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	瀧原 賢二		日清製粉株式会社取締役会長
※代表取締役専務執行役員	坂本 賢二	人事・労務本部長	
取締役専務執行役員	山田 貴夫		日清製粉株式会社取締役社長 (代表取締役)
取締役常務執行役員	鈴木 栄一	経理・財務本部長	
取締役常務執行役員	高橋 誠一郎	技術本部長	
取締役常務執行役員	岩橋 恭彦		株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長 (代表取締役)
取締役常務執行役員	池田 晋一		株式会社日清製粉デリカフロンティア取締役社長 (代表取締役)
取締役	伏屋 和彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
取締役	永井 素夫		日産自動車株式会社社外取締役
取締役	遠藤 信博		日本電気株式会社特別顧問 株式会社日本取引所グループ社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 キッコーマン株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会副会長
取締役 (常勤監査等委員)	大内 章		
取締役 (監査等委員)	富田 美栄子		弁護士 西綜合法律事務所代表 ファンック株式会社社外取締役 (監査等委員) 鉄建建設株式会社社外取締役 東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	安藤 隆春		株式会社アミューズ社外取締役 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役 東武鉄道株式会社社外取締役 楽天グループ株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	金子 寛人		公認会計士 金子寛人公認会計士事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役 (監査等委員) PayPay株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏及び取締役(監査等委員) 富田美栄子、安藤隆春、金子寛人の3氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役全員を、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf>))に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員) 大内 章氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員) 金子寛人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 当事業年度における当社取締役及びその地位の異動は次のとおりであります。
- 1) 2025年6月26日をもって、増島直人氏は取締役を任期満了により退任いたしました。また、同日開催の第181回定時株主総会において、※印を付した取締役が新たに選任され就任いたしました。
- 2) 2025年6月26日をもって、坂本賢二氏は専務執行役員(代表取締役)に就任いたしました。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- 取締役 遠藤信博氏 住友ファーマ株式会社社外取締役退任
(2025年6月26日)
- 取締役 池田晋一氏 トオカツフーズ株式会社取締役社長(代表取締役)退任
(2025年6月30日)
- 取締役 瀧原賢二氏 日清製粉株式会社取締役会長辞任
(2026年3月31日)
- 取締役 山田貴夫氏 日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)辞任
(2026年3月31日)
- なお、2026年4月1日付で、取締役 山田貴夫氏は日清製粉株式会社取締役会長に就任いたしました。
8. 当社は業務執行の迅速性を高めるために執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在、取締役兼務者を除く執行役員が18名おります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。当該保険契約の保険料はすべて会社が負担しております。当該保険契約では、法令違反であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めているほか、免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等であります。

④取締役の報酬等

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社は、独立社外取締役からなる指名報酬等諮問委員会の協議を経て、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、1.において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、1)優秀な人材確保、2)当社の規模及び事業領域に応じた適正水準、及び3)当社の中長期的企業価値向上に向けた健全なインセンティブの一つとしての機能の各要素を踏まえて設定することとし、一定の割合を、業績を反映する変動報酬部分で構成し、グループ貢献度等を考慮するとともに、中長期的なグループ基本戦略に対する貢献度も加味していくこととする。

- ・当社の社内取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、1) 役位に応じて毎月支給する固定報酬(基本報酬)、2) 過去の業績に対する貢献度を反映し、原則として毎年一定の時期に支給する変動報酬(賞与)、及び3) より一層株主価値を重視した経営の推進を図るべく、将来の業績を反映する株式報酬(年に1回、一定の時期に支給)の組み合わせで構成し、その構成割合は概ね70:15:15から、60:20:20を基準とすることにに向けて、変動報酬の割合を高めていくことを基本方針とする。
 - ・社外取締役の報酬は、基本報酬を主として構成し、株式報酬については所定の上限の範囲で付与する。
 - ・役員毎の総報酬基準額は、報酬額の客観性と妥当性を担保するため、外部機関の調査結果等も参照した上で、役員毎の職責やグループ経営への影響の大きさ等を考慮したものとす。
- 上記のほか、「3. 取締役の報酬等の額」(注)2、3、4もご参照ください。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議

当社は、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬及び賞与は年額4億円以内(うち社外取締役分は年額60万円以内)、取締役(監査等委員)の報酬額は年額90万円以内と、それぞれ決議しております。また、同定時株主総会において、株式報酬制度に係る報酬枠の設定について決議しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、連続する3年度ごとに35万株を上限とし、株式報酬制度に基づいて当社が当社の設定した信託に拠出する額等の合計額は、連続する3年度ごとに合計300万円を上限とすること、及び当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設け、譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該取締役に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとすることを決議しております。なお、第175回定時株主総会終結時点における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名(うち社外取締役は3名)、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

3. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等(賞与)	非金銭報酬等(株式報酬)	
取締役(監査等委員である取締役を除く)	281	182	61	37	11
取締役(監査等委員)	47	47	-	-	4
(上記のうち社外取締役)	(66)	(63)	(-)	(3)	(6)

- (注) 1. 上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人員には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
2. 業績連動報酬等(賞与)は、当社グループの経営活動全般の活動成果を反映するために連結経常利益等を、また、気候変動影響への対応としてのCO₂排出量削減を推進するためにCO₂削減ロードマップの目標達成状況を、それぞれ指標としております。支給額は、基本的には連結経常利益の前期比増減率等に基づき前年の賞与額を増減することにより算定しておりますが、CO₂削減ロードマップの目標達成状況に応じた評価も反映することとしております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の実績は、「1 企業集団の現況に関する事項」の「(3)当社グループの財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。また、当事業年度におけるCO₂削減ロードマップの目標については、概ね達成を見込んでおります。
3. 非金銭報酬等(株式報酬)については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、役位別の基準額に応じて算定された数の当社株式と金銭(納税対応分)を交付及び支給し、付与した株式については、一定の譲渡制限期間を設けております。なお、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 職責やグループ経営への影響の大きさ等を踏まえた各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、(注)4において同じ。)の個人評価は、グループ全体の業務執行を統括する者が行うことが適していると考えられることから、各取締役の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた取締役社長(瀧原賢二)が決定しております(なお、瀧原賢二は、2023年4月1日から2025年6月26日まで当社の企画本部長を担当していましたが、当該決定は取締役会から委任を受けた取締役社長として行っております。)。但し、当該決定は、上記1.により定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を踏まえ、かつ基本報酬及び非金銭報酬等(株式報酬)については役位別の基準額等に基づき、業績連動報酬等(賞与)については上記(注)2のとおり連結経常利益の前期比増減率等やCO₂削減ロードマップの目標達成状況に基づき行われており、報酬決定過程の適正性・客観性が確保されております。当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合することを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役 伏屋 和彦

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席いたしました。取締役会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、当社の業務執行について大蔵省(現財務省)等での要職における豊富な経験と高度な専門的知識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

2) 取締役 永井 素夫

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席いたしました。取締役会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、当社の業務執行について金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

3) 取締役 遠藤 信博

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席いたしました。取締役会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、当社の業務執行について企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

4) 取締役(監査等委員) 富田 美栄子

当事業年度中に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、主に適法性の観点から弁護士としての高い専門性と企業法務に関する豊富な経験に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

5) 取締役(監査等委員) 安藤 隆春

当事業年度中に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、警察庁等での要職における豊富な経験と幅広い見識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

6) 取締役(監査等委員) 金子 寛人

当事業年度中に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、公認会計士としての豊富な監査経験と国内外の財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

3 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値及び株主共同の利益の源泉かつ礎でもあり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものと考えております。とりわけ、小麦粉は、パン、麺、菓子など幅広い食品に用いられる原料であります。当社グループは、国内の小麦粉市場において約4割のシェアを有するリーディングカンパニーであり、家庭用はもちろん、多くの食品関連メーカー等に小麦粉を供給しております。当社グループが安全で高品質な小麦粉の安定的な供給を行うことは、わが国の食文化を支え、社会機能を維持していくこととなり、その責務を果たしていくことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上へとつながっていきます。従って、社会への責任という観点からも、安定的な経営基盤のもとで、中長期的視点での継続的・計画的な方針に基づく経営を行い、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給を実践し続けていくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上には必要不可欠であり、この点に当社固有の事情があると考えております。これらへの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも

存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買取者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値及び株主共同の利益を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第45条及び2024年6月26日開催の第180回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当て承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案（「買収提案」）をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記8）の無償割当てを行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとし、確認決議を得ない特定買収行為を行わないものとします。特定買収行為を企図する者は、買収提案等の本プランにおける関係書類等を日本語で提出するものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。「特定買収行為」とは、i) 当社の株券等について、保

有者の株券等保有割合が20%以上となる、買付け等その他の取得等の行為若しくは第三者が自己の共同保有者に該当する関係の組成又はii) 買付け等の後の株券等所有割合（但し、公開買付者の特別関係者の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為として取締役会が定める行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしイ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の独立社外取締役のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案に係る特定買収行為について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯

に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下ア)ないしオ)に掲げる事由(「検討対象事由」)をすべて満たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為

(c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益創出の重要な礎を不当に毀損する行為

イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること

オ) 当該買収提案を当社が検討するための期間(本プランに定める回答期間及び企業価値委員会の検討・審議期間)が確保されていること

5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議又は株主意思確認総会(下記6))の決議結果に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を得た特定買収行為に対して本新株予約権の無償割当てを行うことができないものとします。

6) 企業価値委員会が勧告決議に至らなかった場合で当該買収提案が上記4)イ)エ)オ)の検討対象事由をすべて満たしているとき、取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実行に当たり、企業価値委員会の意見、特定買収行為の内容、株主総会開催に要する時間等の諸般の事情を踏まえた上で、事前に株主の意思を確認する株主総会(「株主意思確認総会」)を招集することができるものとします。「株主意思確認総会」とは、いわゆる勧告的決議が行われる株主総会をいいます。

7) 株主意思確認総会を招集する場合、取締役会は、議決権行使の基準日、株主の中で議決権を行使できる者の範囲、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示します。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催する場合があります。株主意思確認総会を取締役会

が招集した場合で当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当てを行うことについて承認決議が得られなかったときには、取締役会は確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を得た特定買収行為に対して本新株予約権の無償割当てを行うことができないものとし、

- 8) 特定買収者(特定大量保有者及び特定公開買付者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者並びにそれらの共同保有者及び/又は特別関係者(これらと実質的に同一の者を含む。))として取締役会で定める者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。また、「特定大量保有者」とは、当社の株券等の保有者で、確認決議を得ない特定買収行為が行われたことによって株券等保有割合が20%以上となった者をいい、「特定公開買付者」とは、上記1) ii)に定める特定買収行為を行った者で、当該特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 9) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、

その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

- 10) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第45条の規定に則り、2024年6月26日開催の第180回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。また、上記③に記載のとおり、株主の皆様の意思を確認する株主意思確認総会に関する措置を設けております。
- 2) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、

取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。

- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社独立社外取締役のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の取締役としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 本プランは、上記③に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合及び株主意思確認総会に関する措置を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受け

ることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて満たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。さらに、経済産業省公正な買収の在り方に関する研究会2023年8月31日付報告書「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、長期的スタンスで安定した配当を継続するために、親会社株主に帰属する当期純利益から非経常的な特殊要因による損益を除外し、連結ベースでの配当性向を基準として配当を行うことを基本方針としております。配当性向につきましては、「日清製粉グループ 中期経営計画2026」最終年度である2027年3月期までに「50%目安」へと引き上げることで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より5円増額の1株当たり60円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり30円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた2014年3月期以降、実質的に13期連続の増配となる予定であります。

また、株主還元の更なる充実と資本効率の向上、経営環境を踏まえた資本政策の遂行のため、昨年10月30日開催の取締役会において株式の取得総数1,500万株、株式の取得価額の総額200億円を上限とする自己株式の取得を決議し、当期におきましては、8,997,500株を176億65百万円で取得しました。また、将来の株式の希薄化懸念を払拭するため、取得した自己株式のうち、8,546,000株を消却しております。

当社は、「日清製粉グループ 中期経営計画2026」における方針に基づき、中期経営計画期間5年間の営業キャッシュ・フローや政策保有株式の縮減等により得られた資金を、将来に向けた成長投資や株主還元等に適切に配分してまいります。増配はタイミングを見据えて積極的に検討し、また、財務状況等を踏まえ、更なる株主還元も検討してまいりたいと考えております。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	353,356	流動負債	156,560
現金及び預金	97,791	支払手形及び買掛金	71,991
受取手形、売掛金及び契約資産	113,090	短期借入金	14,544
有価証券	2,428	未払法人税等	9,359
棚卸資産	128,092	未払費用	26,201
その他	12,468	その他	34,463
貸倒引当金	△ 514	固定負債	154,706
固定資産	496,348	社債	20,000
有形固定資産	262,606	長期借入金	11,185
建物及び構築物	79,151	リース債務	45,820
機械装置及び運搬具	82,532	繰延税金負債	47,966
土地	54,635	修繕引当金	1,152
建設仮勘定	19,835	退職給付に係る負債	20,775
使用権資産	20,513	長期預り金	5,753
その他	5,938	その他	2,051
無形固定資産	22,087	負債合計	311,266
のれん	4,277	(純資産の部)	
その他	17,809	株主資本	367,096
投資その他の資産	211,655	資本金	17,117
投資有価証券	189,060	資本剰余金	12,571
退職給付に係る資産	408	利益剰余金	339,979
繰延税金資産	13,700	自己株式	△ 2,572
その他	8,658	その他の包括利益累計額	151,746
貸倒引当金	△ 173	その他有価証券評価差額金	94,959
資産合計	849,705	繰延ヘッジ損益	267
		為替換算調整勘定	54,917
		退職給付に係る調整累計額	1,602
		非支配株主持分	19,596
		純資産合計	538,439
		負債純資産合計	849,705

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金	額
売上高		865,004
売上原価		670,335
売上総利益		194,669
販売費及び一般管理費		147,983
営業利益		46,685
営業外収益		
受取利息	1,229	
受取配当金	3,599	
持分法による投資利益	2,229	
受取賃貸料	286	
その他	2,044	9,389
営業外費用		
支払利息	3,819	
その他	857	4,677
経常利益		51,397
特別利益		
固定資産売却益	1,437	
投資有価証券売却益	10,730	12,167
特別損失		
固定資産除却損	959	
減損損失	8,772	
工場閉鎖損失	2,001	
その他	645	12,378
税金等調整前当期純利益		51,187
法人税、住民税及び事業税	18,178	
法人税等調整額	△ 926	17,251
当期純利益		33,935
非支配株主に帰属する当期純利益		1,346
親会社株主に帰属する当期純利益		32,589

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,563	流動負債	27,461
現金及び預金	15,579	リース債務	85
売掛金	341	未払金	674
前払費用	291	未払費用	2,006
その他	2,349	未払法人税等	2,456
		預り金	21,438
		役員賞与引当金	64
		その他	735
固定資産	395,715	固定負債	67,141
有形固定資産	25,824	社債	20,000
建物	4,247	長期借入金	10,000
構築物	254	リース債務	191
機械装置	1,024	繰延税金負債	33,725
車両運搬具	6	退職給付引当金	2,790
工具器具備品	492	その他	434
土地	15,516		
リース資産	136		
建設仮勘定	4,146		
無形固定資産	3,340	負 債 合 計	94,603
借地権	18	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,332	株主資本	245,120
ソフトウェア仮勘定	1,788	資本金	17,117
リース資産	200	資本剰余金	9,500
その他	0	資本準備金	9,500
投資その他の資産	366,551	利益剰余金	221,067
投資有価証券	119,472	利益準備金	4,379
関係会社株式	148,901	その他利益剰余金	216,688
出資金	340	配当引当積立金	2,000
関係会社出資金	1,368	固定資産圧縮積立金	2,152
関係会社長期貸付金	95,288	別途積立金	170,770
その他	1,188	繰越利益剰余金	41,765
貸倒引当金	△ 9	自己株式	△ 2,565
資 産 合 計	414,278	評価・換算差額等	74,554
		その他有価証券評価差額金	74,554
		純 資 産 合 計	319,675
		負 債 純 資 産 合 計	414,278

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金	額
営業収益		33,756
営業費用		17,061
営業利益		16,695
営業外収益		
受取利息	2,617	
受取配当金	2,586	
その他	87	5,291
営業外費用		
支払利息	258	
その他	33	291
経常利益		21,694
特別利益		
固定資産売却益	40	
投資有価証券売却益	9,678	9,718
特別損失		
固定資産除却損	245	
投資有価証券評価損	30	
関係会社株式評価損	3,673	3,948
税引前当期純利益		27,464
法人税、住民税及び事業税	3,262	
法人税等調整額	△ 95	3,166
当期純利益		24,297

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 澄 直 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 澄 直 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第182期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第182期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等を含めた監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社日清製粉グループ本社 監査等委員会

常勤監査等委員 大内 章[㊟]

監査等委員 富田 美栄子[㊟]

監査等委員 安藤 隆春[㊟]

監査等委員 金子 寛人[㊟]

(注) 監査等委員富田美栄子、監査等委員安藤隆春及び監査等委員金子寛人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(単位:百万円)

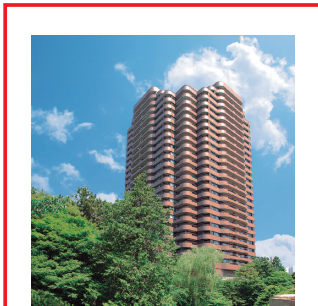
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	69,194
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,783
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,544
現金及び現金同等物の増減額	△ 593
現金及び現金同等物の期首残高	92,005
現金及び現金同等物の期末残高	91,411

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

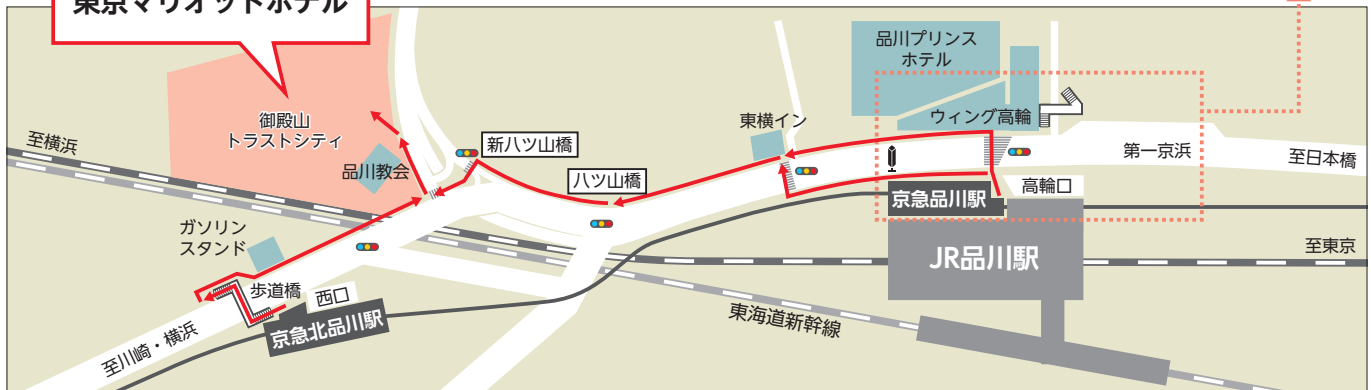
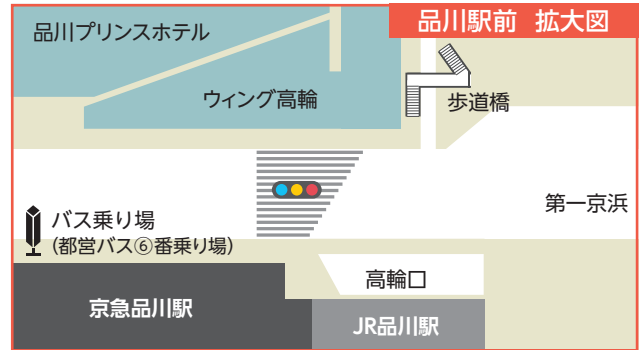
株主総会会場ご案内図

■ お問い合わせ先 電話(03)5488-0234(会場代表)

■ 会場 東京都品川区北品川4丁目7番36号 **東京マリオットホテル** 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム



東京マリオットホテル



■ 交通のご案内

J R各線・
京 急 線
品 川 駅
ご利用の場合

- ・徒 歩……………高輪口より約15分
- ・バ ス……………高輪口(都営バス⑥番乗り場)より約5分
※バスは、午前8時30分から午前9時50分頃までの間、約10~15分間隔で運行されております。
※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意ください。

京 急 線
北 品 川 駅
ご利用の場合

- ・徒 歩……………西口より約5分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。